

兵庫県が行っている安心の制度です。

マンション共用部分への 管理組合加入のご案内

マンションの
管理組合が加入できる
新たな共済制度ができました。
分譲マンションの共用部分で
加入できます。

被災時の補修・再建を支援！
(半壊以上の被害認定に限ります。)
すべての自然災害が対象！
地震保険等と別に加入可！

自然災害による火災も
給付対象です。
(半壊以上の被害認定に限ります。)

個人加入の共済
制度も引き続き
加入できます。

フェニックス
サポーター
はばタン



負担金

年額2,400円

×1棟あたりの住戸数

初年度は、月200円×1棟あたりの住戸数
×次の3月までの月数

自然災害

一括支払割引 (加入翌年の4月1日から適用)

共済期間	負担金(割引額)
3年	6,700円(500円引き)
5年	11,000円(1,000円引き)
10年	21,500円(2,500円引き)

給付金

給付金	給付対象	給付額
再建等 給付金	全壊・大規模半壊・ 半壊で建替・再建	300万円 ×新たなマンションの住戸数 (加入時の住戸数を上限)
補修 給付金	全壊で補修	100万円 ×加入時の住戸数
	大規模半壊で補修	50万円 ×加入時の住戸数
	半壊で補修	25万円 ×加入時の住戸数

(一部損壊は給付の対象となりません。)

マンション(共用部分)再建共済制度とは・・・

阪神・淡路大震災で、費用負担が一因となってマンションの再建が進まなかった経験を踏まえ、被災マンションの建替えを支援するため、マンション管理組合が共用部分について加入できる制度として、兵庫県住宅再建共済制度に新たに設けたものです。

(1)マンションの共用部分について管理組合が加入できる制度

(2)加入はマンションの棟単位とし、1住戸あたり年額2,400円

(3)すべての自然災害を対象とし、市町が発行するり災証明書で半壊以上の被害認定を受けたマンションの補修・再建に対して最高300万円まで給付金を支給

被災後の補修・建築にあたっては、修繕積立金の取扱いなど各管理組合でご検討のうえ、管理組合等の集会で決議をしてください。

共済制度に加入するには・・・

加入者	管理組合の管理者、管理組合法人、団地管理組合法人
加入対象	マンションの共用部分(区分所有法及び管理組合の規約で定めた共用部分)棟単位で加入(ただし、住戸と別棟の集会所等は除く)
共済期間	4月1日から1年間(自動継続)。初年度は加入日から次の3月末日まで。
共済負担金	新規：月額200円×マンションの住宅戸数×次の3月までの月数 継続：年額2,400円×マンションの住宅戸数
複数年一括支払い	3・5・10年からお選びいただけます。(一括支払割引適用後) 3年：6,700円×マンションの住宅戸数 5年：11,000円×マンションの住宅戸数 10年：21,500円×マンションの住宅戸数
支払方法	加入申込書で指定した金融機関の口座から加入日の属する月の翌月27日に引落し(継続分は3月27日)

ご加入までの流れ

ご加入の検討

- 管理組合等の理事会でご検討ください。
- ・共済制度のしくみの確認
 - ・負担金算定基礎となる戸数の確認
 - ・共済に加入される期間
 - ・集会の決議等の準備

管理組合等の集会決議

- 必要な意思決定を管理組合の集会で行って下さい。
- ・共済制度への加入及び期間(1/2の決議)
 - ・共済負担金の予算決議

加入申込

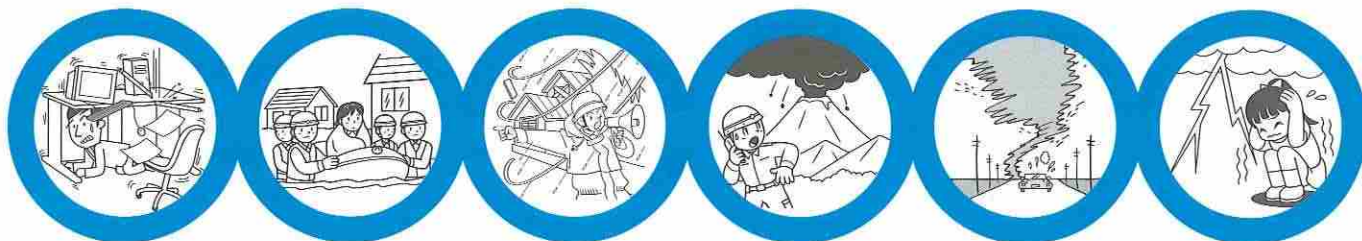
申込書など必要な書類を共済基金までご提出ください。



共済基金

自然災害が発生したら・・・

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、噴火その他の異常な自然災害が発生し、マンションについて全壊、大規模半壊、半壊などの被害を受けた場合



補修・再建に関する **集会の決議** **区分所有者等の合意** により方針を決定してください。

補修の場合

請求者 管理組合

要件 共用部分の補修

給付額	
全壊	100万円×算定基礎戸数
大規模半壊	50万円×算定基礎戸数
半壊	25万円×算定基礎戸数

時期 補修が完了したら給付金請求

建替えの場合

請求者 対象マンションの建替団体（被災したマンションの建替えの決議等を行った区分所有者等が設立した団体）
⇒ 建替を施工した事業者からは請求できません。

要件 マンションの再建を決定した集会の決議に基づく再建又は区分所有者等の合意に基づいた建替えを行うこと。

給付額 300万円×新たなマンションの住宅戸数（算定基礎戸数が上限）
※県外での建替えの場合は給付額は1/2

時期 建替えが完了したら給付金請求（1/2までは工事着手時に前払い可）

被害認定基準

区分	被害認定基準	
	損壊等の床面積割合	経済的被害の割合
全壊	70%以上	50%以上
大規模半壊	50%以上 70%未満	40%以上 50%未満
半壊	20%以上 50%未満	20%以上 40%未満

被災した時には、区分所有者の皆さんでの話し合いが大切だよ。



よくあるご質問

Q1 50戸のマンションの場合の負担金と給付金はいくらになるの？

A1

負担金	加入初年度 200円×50戸×次の3月までの月数
	継続年度(毎年度支払の場合) 2,400円×50戸=12万円
給付金	全壊で補修: 100万円×50戸=5,000万円
	大規模半壊で補修: 50万円×50戸=2,500万円
	半壊で補修: 25万円×50戸=1,250万円
	50戸以上を再建: 300万円×50戸=1億5,000万円

Q2 50戸のマンションだが、再建時30戸分しか再建しなかったら？

A2 再建後のマンションの住宅個数分で再建給付金を計算します。

300万円×30戸=9,000万円

Q3 団地型マンションで5棟のマンションがある場合どのように加入するの？

A3 加入単位は、マンション1棟単位で加入申込書を記入していただきます。

Q4 団地型マンションにある、独立した集会所が被災した場合はどうなるの？

A4 この制度では、住宅部分のあるマンション建物外に設置されているものは対象外となっています。

Q5 すでに区分所有者として個人で加入しているが、どうなるの？

A5 これまでどおり加入をお続けください。給付金は、個人加入分は個人にお支払いし、管理組合加入分は団体にお支払いしますので、併せて備えとしてください。

Q6 給付を受けられないのはどんな場合なの？

A6

- ・「家財」の被害
- ・被害認定上「一部損壊」の場合
- ・失火による火災など、自然災害以外の災害
- ・被害認定上「半壊」以上でも再建や補修を行わない場合



ご加入いただきますよう、
願います。

個人加入の共済制度～マンションの区分所有者が加入者となる制度～

県内に住宅を所有する者が加入し、自然災害からの再建・購入又は補修を支援するための共済制度として実施しているものです。

加入者 県内の住宅所有者(マンションの場合、各区分所有者が対象です)

負担金 年額5,000円(加入初年度は月額500円×3月までの月数、上限5,000円)

対象住宅 県内に存在する住宅(併用住宅、賃貸住宅なども含む)

対象被害 地震、台風被害、水害等のすべての自然災害

共済期間 毎年4月1日から1年間(加入初年度は加入日から次の3月末まで)

給付対象 自然災害により住宅が半壊以上の被害を受け、住宅を再建、購入又は補修した者

※管理組合が30通以上加入申込書を取りまとめていただきますと報償金をお支払いする制度があります。

給付金	給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入	全壊で補修	600万円
		大規模半壊で補修	200万円
補修給付金	半壊で補修	大規模半壊で補修	100万円
		半壊で補修	50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入・補修をせず賃貸住宅に入居した場合等		10万円

※個人加入の共済制度のお申込みは県内の郵便局や、JA等に設置している加入申込書を郵送又は郵便局窓口にご提出いただくか、インターネット(クレジットカードによるお支払いに限ります)をご利用ください。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

■お問い合わせは

(財)兵庫県住宅再建共済基金

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1兵庫県庁内 **TEL.078(362)9400**(平日9:00~17:00)
ホームページ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd34/phoenixkyosai.html>